

平成20年7月14日
地域文化部地域調整課

NPO等へ協働事業を委託する場合の個人情報の取扱いについて

1 個人情報管理責任者の設置

新宿区の委託を受け協働事業を実施する団体（以下、「実施団体」という。）は、保有する個人情報の安全を確保するため、個人情報管理責任者を定め、新宿区へ報告すること。

2 個人情報取扱者の範囲の指定

実施団体は、個人情報を取り扱う者の範囲を限定し、新宿区からの求めに応じて個人情報取扱者を明らかにできるように名簿を作成すること。

また、事業従事者に対し、個人情報は、事前に定めた個人情報取扱者以外は扱えないことを周知徹底すること。

3 個人情報取扱者に対する研修

個人情報管理責任者は、個人情報取扱者に対して、個人情報の適正な取扱い及びセキュリティに関する研修を実施すること。

【研修に盛り込む内容】

- ① 契約における特記事項の内容について周知すること。
- ② 守秘義務があること。それは、個人情報取扱者でなくなった後も同様であること。
- ③ 受託業務以外の業務への利用は禁止されていること。
- ④ 外部への提供は禁止されていること。
- ⑤ 複写又は複製は禁止されていること。
- ⑥ 業務中、個人情報を保護するための必要な措置を講ずること（離席する際のパソコン画面のロックなど、他の者が個人情報に触れることがないようにするなど）。
- ⑦ 個人情報の記録媒体の持出しは禁止されていること。
- ⑧ 業務終了後、所定の位置に保管し、必ず施錠すること。
- ⑨ 受託業務従事者にも、新宿区個人情報保護条例に定める罰則規定の適用があること。
- ⑩ 事故が発生した場合は、速やかに個人情報管理責任者に報告すること。
- ⑪ 事故により損害が発生した場合は、個人情報取扱者個人に求償がなされる場合があること。

4 個人情報保護確認シートの活用

個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いが適正に行われているかを個人情報保護確認シートを用いて定期的に確認すること。

個人情報保護 確認シート（新宿区協働事業受託団体用）

受託団体は、新宿区との協働事業を実施する際に、個人情報の取扱いに関して管理監督を行う個人情報管理責任者を定めます。

個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いが適正に行われているかをこのシートを用いて定期的に確認してください。

個人情報とは（定義）

氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる情報（他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる情報を含む。）

体 制

- 個人情報管理責任者を定め、新宿区に報告している。
- 個人情報を実際に取り扱う個人情報取扱者の範囲を明確にしている。
- 事業従事者に対して、個人情報の適正な取扱い及び情報セキュリティに関する研修を実施している。

収 集

- 個人情報の収集は、受託内容を履行するために必要最小限な情報に限定している。

管 理

- 個人情報は鍵のかかるキャビネットなどに厳重・安全に保管している。
- 個人情報は、コピーしたり、持ち出したりしていない。
- 個人情報取扱者は他の者が個人情報を見たり、聞いたりすることがないように注意を払っている。
- 保有する個人情報に誤りがあったときは、すみやかに訂正し、常に最新で正確な情報を保持している。

利 用

- 業務遂行以外の目的で個人情報を利用していない。
- 個人情報を個人情報取扱者以外の者に取り扱わせていない。
- 電子メールを複数の宛先に一斉に送信する際は、Bcc（ブラインドカーボンコピー）※に設定し、他の受信者のメールアドレスがわからないように徹底している。

※ Bcc（ブラインドカーボンコピー）とは、複数の宛先に電子メールを送る際、受取人以外の電子メールアドレスを伏せて送信する機能のこと。

なお、「Bcc」設定にしないと、CCという設定になり、受取人以外の全てのアドレスが表示される。

報 告

- 個人情報の漏えい等の事故があったときは、すみやかに新宿区に報告する体制を整えている。